

第 4 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

令和6年12月11日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第4回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

令和6年12月11日（水曜日）

午前10時2分開議

午前11時51分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和6年度熊本県一般会計補正予算(第5号)

議案第6号 専決処分の報告及び承認について

議案第7号 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第11号 熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 くまもと新時代共創基本方針の策定について

議案第21号 当せん金付証票の発売について

議案第22号 川辺川ダムの建設に関する基本計画の廃止に対する意見を述べることについて

議案第26号 専決処分の報告及び承認について

議案第34号 令和6年度熊本県一般会計補正予算(第6号)

議案第43号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

の制定について

議案第44号 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

請第24号 教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①津波到達時間の調査結果について

②国民保護に係る沖縄県からの避難住民受入れ計画の検討状況について

③熊本県デジタル化推進計画の策定について

④緑の流域治水の推進と五木村・相良村の振興について

出席委員(8人)

委員長 末松直洋

副委員長 西村尚武

委員 岩下栄一

委員 松田三郎

委員 内野幸喜

委員 松村秀逸

委員 幸村香代子

委員 住永栄一郎

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 内田清之

政策審議監 津川知博

国際・くまモン局長 川寄典靖

危機管理監 橋本誠也

政策調整監 神西良三

首席審議員兼秘書課長 福原彰宏

広報課長 清水英伸
 国際課長 櫛本麻理
 くまモン課長 鳥井薫順
 危機管理防災課長 井上雄一朗
 総務部
 部長 小金丸 健
 理事兼県央広域本部長
 兼市町村・税務局長 中村誠希
 政策審議監 坂野定則
 総務私学局長 枝國智子
 人事課長 寺本和央
 財政課長 元田啓介
 県政情報文書課長 坂本久敏
 総務厚生課長 帆足朋和
 財産経営課長 松尾亮爾
 私学振興課長 松村加奈子
 首席審議員
 兼市町村課長 阿南周造
 消防保安課長 楠 ゆみ子
 税務課長 花房 博
 企画振興部
 部長 富永隼行
 理事
 （デジタル戦略担当）
 兼デジタル戦略局長 阪本清貴
 理事
 （球磨川流域復興担当）
 兼球磨川流域復興局長 府高 隆
 政策審議監 沖 圭一郎
 地域振興・
 世界遺産推進局長
 兼阿蘇草原再生・
 世界遺産推進課長 浦田美紀
 交通政策・統計局長 森山哲也
 土木技術審議監 仲田裕一郎
 企画課長 受島章太郎
 地域振興課長 若杉久生
 首席審議員
 兼交通政策課長 坂本弘道
 統計調査課長 東 敬二

デジタル戦略推進課長 牧野記大
 システム改革課長 黒瀬琢也
 政策監 中川太介
 出納局
 会計管理者兼出納局長 川元敦司
 会計課長 川上竜也
 管理調達課長 津川尚美
 人事委員会事務局
 局長 城内智昭
 公務員課長 森 亮子
 監査委員事務局
 局長 小原正巳
 監査監 天野誠史
 監査監 坂本誠也
 監査監 石井利幸
 議会事務局
 局長 波村多門
 次長兼総務課長 本田敦美
 議事課長 富田博英
 政務調査課長 板橋徳明
 事務局職員出席者
 議事課課長補佐 榎原俊郎
 政務調査課主幹 村山智彦

午前10時2分開議

○末松直洋委員長 ただいまから第4回総務常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることにいたしました。

まず、10月15日付の組織改正に伴い、人事異動があつておりますので、自席から自己紹介をお願いします。

なお、組織改正後の体制については、執行部より役付職員名簿が配られております。

国際・くまモン局長からお願いします。

（国際・くまモン局長～国際課長の順に自己紹介）

○末松直洋委員長 よろしくをお願いします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、本日の委員会はインターネット中継を行っておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

また、執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、総務部長から総括説明をお願いします。

○小金丸総務部長 今回提案しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、令和6年度11月補正予算でございます。

令和6年度11月補正予算につきまして、冒頭提案分といたしまして、災害復旧関連事業や知事マニフェストの実現に向けて取り組む事業のほか、当初予算編成後の状況変化に伴い対応が必要な予算となった60億円余を計上しております。

また、追加提案分として、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定等に必要な約52億円余を計上しており、これに、今回併せて御報告いたします10月補正予算の専決処分を含めますと、補正後の予算規模は8,740億円余となります。

このほか、条例改正などにつきましても、併せて御提案、御報告を申し上げております。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、予算の詳細な内容及び条例等議案につきましては担当課長から、それぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○末松直洋委員長 次に、財政課長から、今回の補正予算の概要等について説明をお願いします。

○元田財政課長 財政課でございます。

それでは、お手元、ちょっと厚めの説明資料をお願いいたします。

1ページでございます。

今ほど総務部長からの御説明にありましてとおり、まず1ページ上段、10月補正予算からでございます。

10月9日付で、衆議院議員総選挙等に係ります経費につきまして、12億8,300万円の補正予算を専決処分させていただいております。

続きまして、中段から、11月補正予算でございます。

まず、冒頭提案分につきまして、災害復旧関連事業等につきまして補正予算を編成しております。

主な内容を御覧いただきますと、まず(1)番、災害復旧関連事業で46億5,700万円、また、マニフェスト関連事業で、観光誘客プロモーション推進事業ですとか、「食のみやこ熊本県」の創造、畜産営農継続に向けた取組としまして2,400万円、(3)番、その他、公費負担医療におけるDXの推進5,100万円、旧優生保護法補償金等支給法成立に伴う対応に500万円、また、職員の時間外勤務手当の増額につきまして8億1,100万円、計13億3,600万円となりまして、合計で60億1,700万円の補正予算を計上させていただいております。

続きまして、下の2ページのほう、11月補正予算の追加提案分が2ページの上段でございます。

人事委員会勧告に基づきます職員の給与改定等に必要な予算52億6,600万円を計上させていただきます。

内訳につきましては、職員給与費45億5,000万円、会計年度任用職員報酬等で7億1,600万円でございます。

あわせて、一番下段の表を御覧いただきますと、9月補正後減額の補正前の額8,615億円につきまして、その後、10月補正額12億8,300万円、11月補正額、冒頭の60億1,700万円、追加提案の52億6,600万円、計112億8,200万円の補正を行っておりますので、今般の補正予算後の現計予算額は、8,740億円になるものでございます。

3ページ、4ページをお開きいただければと思います。

今回の補正予算につきまして、まず、歳入予算の補正でございますけれども、主立ったもの、3ページの5番、地方交付税につきましては、国税収入の増によりまして普通交付税再算定されておまして、先ほどの人件費の増額等に充当するものでございます。

そのほか、冒頭提案分につきましては、4ページの9番、国庫支出金ですとか、13番、繰越金、15番、県債等を充当させていただいております。

続きまして、5ページ、6ページは歳出でございます。

これまで申し上げた御説明等を含めまして、補正額の説明、右側の欄のほうにそれぞれの事業等を掲載させていただいております。

補正予算の概要につきましては以上でございます。

○末松直洋委員長 引き続き、担当課長から議案等について説明をお願いします。

○寺本人事課長 人事課でございます。

説明資料の12ページをお願いします。

総務部の令和6年度11月補正予算総括表でございます。

今回の補正予算の追加提案分につきまして

は、本年10月の人事委員会勧告を踏まえた職員給与及び会計年度任用職員報酬等の改定に伴う増額補正でございまして、全庁共通の事項でございますので、各課からの説明に先立ちまして人事課から説明させていただきます。

なお、職員の給与改定の詳細につきましては、後ほど関係条例案についての説明の際に改めて説明させていただきます。

それでは、人事課の例で御説明します。

まず、職員給与費についてです。

表の一番上、人事課の行ですが、左から4列目、補正額、追加提案分、職員給与費の欄に記載のとおり、955万1,000円の補正をお願いしております。

次に、会計年度任用職員の報酬等についてです。

会計年度任用職員の報酬等につきましては、令和5年度から、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じることとしているため、改定を行うものでございます。

表の左から5列目、補正額、追加提案分、会計年度任用職員報酬等欄に記載のとおり、1,540万6,000円の補正をお願いしております。

17ページをお願いいたします。

会計年度任用職員の報酬等に係る補正の内訳を記載しております。

人事課におきましては、3つの業務に係る会計年度任用職員の報酬等について計上しております。

各所属における補正額につきましても、部局ごとの補正予算総括表等の各欄に記載のとおりでございますので、一括しての説明とさせていただきます、各所属からの説明は省略させていただきます。

説明は以上です。

○清水広報課長 広報課でございます。

8ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

上段の広報関係業務につきましては、テレビ広報、広報紙の制作委託等について、年度内に契約を締結する必要があるため、設定をお願いするものです。

下段の首都圏広報業務につきましては、マスコミ業界に精通したPR会社を活用して首都圏向けの効果的な広報を行うための業務に関して、新年度当初から実施する必要があるため、設定をお願いするものです。

広報課は以上です。

○井上危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

同じく、8ページをお願いいたします。

繰越明許費の追加を2点お願いいたします。

まず、防災情報通信基盤整備事業は、宇城総合庁舎と上益城総合庁舎の防災行政無線設備の浸水対策のためのかさ上げ工事などにつきまして、天候不良等により事業が年度内に完了しない場合に備えて繰越明許費の追加をお願いするもの及び衛星通信設備の整備工事について、入札不調により年度内の事業が困難となったため、繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

次に、九州広域防災拠点強化整備事業は、県民総合運動公園の非常用発電設備の設置工事について、材料不足により事業が年度内に完了しない場合に備えて、繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

危機管理防災課は以上です。

○櫛本国際課長 国際課でございます。

9ページをお願いいたします。

上段の債務負担行為の追加でございます。

これは、旅券発給業務を委託する費用といたしまして、7,200万円余を設定するものでございます。

国際課は以上です。

○鳥井くまモン課長 くまモン課でございます。

同じく、9ページの下段をお願いいたします。

債務負担行為の追加2件をお願いしております。

上段のくまモン利用許諾審査業務は、くまモンのイラスト利用許諾事務を年度当初から委託する費用として設定するものです。

また、下段のくまモン隊管理運営事業は、くまモン隊の管理運営を新年度当初から委託する費用として設定するものです。

これらの債務負担行為の設定により、年度初めにおけるイラスト利用申請や出動依頼の対応をよりスムーズに行い、利用者の利便性の向上を図るものでございます。

くまモン課は以上です。

○寺本人事課長 人事課でございます。

13ページをお願いします。

上段の一般管理費につきましては、4億9,600万円余の時間外勤務手当の増額をお願いしております。

これは、年度途中の災害等特別な事情で時間外勤務が必要となった際に備えて、毎年度一括して人事課において当初予算で計上しているものですが、半導体産業関連の集積に係る取組や子供・子育て施策の推進などの業務の増加により、当初予算額では不足が生じることから増額をお願いするものでございます。

下段の人事管理費につきましては、人事委員会勧告を踏まえた令和7年度当初からの給与制度の改正に伴い、人事給与システム等の改修が必要であり、所要の経費として615万5,000円の増額をお願いするものです。

次に、債務負担行為の追加でございます。

上段の行政職員初任者研修バス等賃借につきましては、令和7年4月1日からの新規採

用職員の初任者研修で使用するバス等の借り上げについて、年度内に契約等の手続を終える必要があることから、限度額351万4,000円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

下段の秘書事務委託業務につきましては、現在、知事、副知事、各部長等の秘書業務を行うため、令和4年度から3年契約で秘書12人を配置しております。来年度以降も引き続き秘書業務を委託するに当たり、今年度中に委託業者の選定や契約手続を完了する必要があるため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

設定期間は令和7年度から9年度までの3年間、限度額は1億7,000万円余としております。

人事課は以上でございます。

○松尾財産経営課長 財産経営課でございます。

14ページをお願いいたします。

繰越明許費の追加でございます。

財産管理費の(1)庁舎維持補修費、(2)県庁舎等LED導入事業、(3)総合庁舎等施設整備事業につきましては、設備更新等に係る工事資材の納入に時間を要していること等により、繰越しを設定するものでございます。(4)FM推進県有施設集約化事業につきましては、2か年契約であり、事業者から今年度分の中間払い請求がない場合に備え、繰越しを設定するものでございます。

財産経営課は以上です。

○松村私学振興課長 私学振興課でございます。

15ページをお願いします。

私学振興費の増額でございます。

説明欄の1、私学振興助成費についてですが、奨学のための給付金事業として、定額減税の実施に伴い、対象者が増加する見込みで

あることから、所要見込額の増額を行うものです。

次に、説明欄の2、国庫支出金返納金についてですが、令和4年度の奨学のための給付金で、対象者が支払い後に税の増額修正申告を行ったことにより給付対象者でなくなったため、給付金のうち国庫支出金分について国に返還を行うものです。

次に、債務負担行為の追加でございます。

上段の就学支援金相談窓口関係業務は、保護者からの電子申請についての問合せに対応するために相談窓口を設置するものでございます。

4月から切れ目なく継続して保護者への対応を行うためには、年度内に委託契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

下段の海外チャレンジ推進事業は、海外進学を目指す中高生を対象に、英語力向上のための講座等を実施するものでございます。

4月から切れ目なく継続して生徒の支援を行うためには、年度内に委託契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

私学振興課は以上です。

○阿南市町村課長 市町村課でございます。

ページ飛びまして、23ページをお願いします。

10月9日に行いました専決処分の予算について報告します。

10月9日の衆議院解散に伴い、10月15日公示、10月27日に執行しました表上段の衆議院議員総選挙に要する経費、表下段の最高裁判所裁判官国民審査に要する経費に係る各予算を専決処分しております。

市町村課は以上でございます。

○楠消防保安課長 消防保安課でございます。

16ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

上段の消防学校施設整備事業は、消防学校の整備に係るもので、作業ヤード確保のため先行して資料館の解体工事を行う必要があります。債務負担行為を設定するものです。

下段の救急安心センター関係業務については、シャープ7119事業のことで、急な病気やけがの際、救急車を呼んだほうがよいかなどを専門家に電話で相談できる事業に要するものです。

年度当初から事業が実施できるよう、年度内に契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

次に、消防指導費に関する繰越明許費の追加についてでございます。

消防学校の教育訓練機能強化事業に関するものです。

現在、校舎及び寄宿舎の実施設計、旧訓練塔の解体工事等を進めておりますが、天候不良や手続等の進捗状況により、事業が年度内に完了しない場合に備えて、繰越明許費の追加をお願いするものです。

消防保安課は以上でございます。

○若杉地域振興課長 地域振興課でございます。

25ページをお願いいたします。

繰越明許費の追加について御説明いたします。

1つ目の「環境首都」水俣・芦北地域創造事業は、水俣市が水俣川河口臨海部において護岸整備等を行う渚造成事業ほか1事業について、建設資材の入手困難や入札不調により、年度内の事業完了が困難となったため、2億2,700万円余の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

2つ目の水俣・芦北地域重点施策課題解決推進事業は、津奈木町が実施する宿泊交流拠点整備工事において、物価高騰等の影響によ

り入札が不調となり、その後の設計変更等に不測の日数を要したことから、年度内の事業完了が困難となったため、1億3,200万円余の繰越明許費の設定をお願いするものです。

3つ目の被災住宅移転促進宅地整備受託事業は、令和2年7月豪雨災害により甚大な被害を受けた球磨村の住まいの早期再建に向け、県が村から受託して実施する宅地整備等について、避難路工事に係る用地交渉に不測の期間を要したこと等により、年度内の事業完了が困難となったため、1億5,800万円余の繰越明許費の設定をお願いするものです。

地域振興課は以上でございます。

○森山交通政策・統計局長 空港アクセス鉄道整備推進課でございます。

本日、担当課長が欠席のため、私から説明させていただきます。

同じく、25ページ下段をお願いします。

繰越明許費の追加でございます。

阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備調査検討事業につきまして、関係機関等と協議調整の上実施する必要があるため、年度内の完了が困難となったため、翌年度への繰越しをお願いするものでございます。

空港アクセス鉄道整備推進課は以上です。

○黒瀬システム改革課長 システム改革課でございます。

26ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございますが、熊本県総合行政ネットワーク等管理運営事業として、限度額1億4,000万円余の設定をお願いしております。

これは、本庁と地域振興局等を結ぶ総合行政ネットワーク等の管理運営につきまして、切れ目なく令和7年4月から委託するため、本年度中に契約を終える必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

システム改革課は以上です。

○中川政策監 球磨川流域復興局でございます。

26ページ下段を御覧ください。

債務負担行為の設定でございます。

庁用自動車賃借として、限度額468万円の設定をお願いしております。

これは、職員が業務で使用する自動車の賃借について、年度内に契約する必要があるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

球磨川流域復興局は以上です。

○津川管理調達課長 管理調達課です。

30ページをお願いします。

今回は、令和7年度当初から業務を実施するために、年度末までに契約を行っておくことが必要なもののうち、契約事務に相当の期間を要するものについて、債務負担行為の設定をお願いするものです。

まず、給食業務など4業務については、全庁的に共通するものとして、当課で取りまとめ一括して御説明いたします。

まず、債務負担行為の追加分、給食業務です。

これは、特別支援学校等の業務に係るものです。

続きまして、下の表の変更分です。

上段の県有施設等管理業務については、県内各地域の総合庁舎等の清掃や警備など、施設の維持管理分の業務に係るものです。

下段の情報処理関連業務については、職員用パソコンや各種システムの保守管理などの業務委託に係るものです。

31ページをお願いします。

事務機器等賃借については、職員用パソコンのリースなどに係るものです。

管理調達課は以上です。

○本田議会事務局次長 議会事務局でございます。

38ページをお願いいたします。

繰越明許費の追加でございます。

議会では、令和5年度及び令和6年度におきまして、議会棟本館内部改修工事を実施しておりますが、天候不順等により工事に不測の日数を要し、年度内の執行が困難となる可能性があるため、繰越明許費を設定するものでございます。

議会事務局は以上です。

○寺本人事課長 人事課でございます。

39ページをお願いします。

第7号議案、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について、42ページの条例案の概要で説明させていただきます。

条例改正の趣旨についてですが、熊本県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとしたことに伴い、関係規定を整備するものでございます。

2、主な改正内容ですが、知事の権限に属する事務の一部を条例により市町村に移譲する場合は、当該市町村長と協議をしなければならないとされておりまして、今回、協議が調った事務について追加するものでございます。

まず、アの海岸法及び熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例に基づく事務のうち、海岸保全区域の占用の許可等に関する事務について、新たに水俣市に移譲するものでございます。

また、イの宅地造成及び特定盛土等規制法及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則に基づく事務のうち、宅地造成等に関する工事の許可申請等の受付に関する事務について、熊本市を除く44の市町村に対し事務を移譲するものでございます。

令和7年4月1日から、宅地造成及び特定

盛土等規制法——いわゆる盛土規制法と言っておりますけれども、に基づき、一定規模以上の盛土等については、県による許可または県への届出が必要になりますが、申請者の利便性や市町村との早期の情報共有を図る観点から、申請受付に関する事務について、市町村へ移譲するものです。

なお、政令市である熊本市は、県と同じ許可権者であるため、移譲対象に含まれておりません。

さらに、ウの農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務のうち、農用地利用集積等促進計画の認可等に関する事務について、新たに南小国町、氷川町に移譲するものでございます。

3の施行期日は、令和7年4月1日からとしております。

次に、43ページをお願いします。

第8号議案、熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、45ページの条例案の概要で説明させていただきます。

1、条例改正の趣旨につきまして、雇用保険法等の一部改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

主な改正内容は、(1)は、雇用保険法の改正に伴い、就業促進手当に相当する退職手当の支給となる者を改めるものでございます。

(2)も同様に、雇用保険法の改正に伴い、地域延長給付に相当する退職手当の対象となる期限を延長するものでございます。

(3)は、その他条例に引用している法令の改正に伴う規定の整理でございます。

3、施行期日は、一部を除きまして、令和7年4月1日からとしております。

次に、109ページをお願いいたします。

第26号議案、専決処分の報告及び承認についてでございます。

110ページの概要で説明をさせていただきます。

順番は前後しますが、4の状況を御覧ください。

当該事案は、能登半島地震の復興支援のため派遣した職員が、派遣期間中に現地で使用したレンタカーを破損させたものでございます。

2台の車両を破損させたことにより、修理の期間中、そのレンタカーが使えなくなることに対する損害賠償金として、契約相手方から1台当たり2万円の支払いを求められたものでございます。

1の事実判明日ですけれども、1台目が令和6年2月28日、2台目が同年4月3日でございます。

2の過失割合は、いずれも駐車場に駐車時に柱や隣の車にぶつけたもので、県が100%でございます。

3の賠償額、2台分で計4万円となっております。

続きまして、111ページをお願いします。

第43号議案、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、飛びまして、144ページをお開きください。

条例案の概要で説明をさせていただきます。

まず、条例改正の趣旨につきまして、本年10月の人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の給与の改定を行うものでございます。

改正する条例は、今回、(1)から(5)までの関係する条例5本を一括して改正いたします。

3の主な改正内容は、1点目が、一般職の職員の給料表の改定でございます。

大卒程度の初任給を2万3,200円、高卒程度の初任給を2万3,600円引き上げるとともに、若年層の職員が在職する号給に重点を置き、全職員の給料月額を引き上げるものです。

2点目が、期末手当及び勤勉手当の支給月

数の改定でございます。

アの令和6年度の表を御覧いただきますと、人事委員会勧告を踏まえ、一般職は、年間0.1月引き上げて4.6月、定年前再任用短時間勤務職員は、年間0.05月引き上げて2.4月とし、その引上げ分を12月期に支給するものです。

イについては、令和7年度の6月と12月における各支給月数でございますが、先ほど申し上げた引上げの年間の支給月数を、各支給期に均等に割り振ることとしております。

3点目が、初任給調整手当の支給月額の限度額の引上げでございます。

これは、医師や獣医師の人材確保のために支給している手当ですが、人事委員会勧告を踏まえまして、条例に規定する上限額について、それぞれ引き上げるものです。

4点目が、扶養手当の子に係る手当の月額の改定でございます。

これは、人事委員会勧告を踏まえまして、子に係る手当の月額を500円引き上げるものでございます。

4の施行期日ですが、3の(1)給料表の改定、3の(3)初任給調整手当の限度額の引上げ、3の(4)の扶養手当の月額引上げについては、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、令和6年4月1日に遡って適用することとしております。

本県の給与改定につきましては、国家公務員との均衡から、国の給与法の改正を踏まえまして対応することとしております。

今年度の給与改定に係る国の給与法の改正案が、現在国会で審議中であるため、その改正を待つて速やかに施行するため、施行期日を規則で定めることとしております。

145ページをお願いします。

次に、3の(2)、アの今年度の期末手当、勤勉手当の改定は、同じく、公布の日から起算して3か月を超えない範囲内において規則で

定める日から施行し、適用は令和6年12月1日に遡ることとしております。

3の(2)、イの令和7年度の期末手当及び勤勉手当の改定は、令和7年4月1日から施行することとしております。

次に、147ページをお願いします。

第44号議案、熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、149ページの条例案の概要で説明させていただきます。

1の条例改正の趣旨につきましては、県議会議員の先生方や知事など、特別職の職員の期末手当の改定を行うものでございます。

2の改正する条例は、(1)から(3)までの関係する条例3本を一括して改正します。

3の主な改正内容ですが、期末手当の支給月数の改定でございます。

アの令和6年度の表を御覧いただきますと、国家公務員の給与改定を踏まえ、特別職は、年間0.05月引き上げて3.45月とし、その引上げ分を12月期に支給するものです。

イについては、令和7年度の6月と12月における各支給月数ですが、今申し上げた引上げ後の年間の支給月数を、各支給期に均等に割り振ることとしております。

4の施行期日ですが、今年度の期末手当の改定は、一般職同様、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、令和6年12月1日に遡って適用することとしております。

令和7年度の期末手当の改定は、令和7年4月1日から施行することとしております。

人事課は以上です。

○元田財政課長 財政課でございます。

資料47ページをお願いいたします。

議案第9号、手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

御説明は、申し訳ございません、84ページをお願いいたします。

今般の条例改正の趣旨につきまして、建築基準法のほか、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律などの改正を踏まえまして、手数料の新設、また、改定を行うものでございます。

2の主な改正内容の(1)新たに手数料を設けるものを御覧いただきますと、アとイにつきましては、運転免許証のマイナンバーカードのひもづけに伴う改正がされておりました、イの運転経歴情報記録手数料等を新設するものでございます。ウ、エ、オにつきましては、先ほど人事課のほうから事務権限移譲の御説明をしておりますけれども、特定盛土等規制法に伴いまして、土石の一時的な堆積に伴う許可申請手数料ほか、中間検査手数料等を新設するものでございます。

また、そのほか、(2)の改定するものにつきましては、建築基準法の改正等に伴うものが並んでおります。

キの一般旅券の発給手数料を御覧いただきますと、これはいわゆるパスポートの申請手数料になりますけれども、オンライン申請が可能になることに伴いまして、手数料額が1,900円あるいは2,300円という形に改正されるものでございます。

85ページをお願いいたします。

特定盛土等規制法に伴いまして、ヌ、宅地造成又は特定盛土等に関する許可申請手数料等、こちら額の改定でございまして、1万2,000円から2万1,000円ほかに改定されるものでございます。

86ページをお願いいたします。

3、施行期日でございますけれども、(1)から(3)まで、それぞれ改正法等の施行等に合わせまして、公布の日、または(2)は、令和7年3月24日、また(3)は、令和7年4月1日という、それぞれの期日で施行してまいります。

4、その他でございますけれども、(2)手数料の新設等に伴いまして、県収入証紙条例

の関係規定も整理するものでございます。

続きまして、条例議案第21号、105ページをお願いいたします。

第21号でございます。

当せん金付証票の発売についてでございます。

当せん金付証票法、いわゆる宝くじにつきまして、法第4条の規定によりまして、総務大臣へ発売許可の申請を行うに当たりまして、来年度、令和7年度の発売総額の金額を議決いただくものでございます。

令和6年、今年度と同額になりますけれども、110億円以内という設定をさせていただくようお願いするものでございます。

財政課は以上でございます。

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課です。

87ページをお願いします。

議案第10号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

92ページをお願いいたします。

条例案の概要で御説明させていただきます。

1、条例改正の趣旨は、刑法の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備するものでございます。

2、主な改正内容は、懲役と禁錮を廃止し、拘禁刑が創設されることに伴い、本県の条例中の懲役、禁錮を拘禁刑に改めるものです。

懲役も禁錮も刑事施設に拘置する点は同じですが、懲役は、所定の作業を行わせるものです。拘禁刑では、作業と指導の組合せにより、個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇を推進するとされています。

改正が必要となる本県の条例は、(1)以下、31条例です。

なお、今回の刑法改正では、執行猶予中の

再犯による執行猶予取消し制度も導入され、これに伴い、(1)職員等恩給条例の改正を行います。

93ページをお願いします。

3、施行期日は、改正後の刑法と同じ令和7年6月1日です。

4、その他としまして、所要の経過措置を定めるなどとしております。

県政情報文書課は以上です。

○花房税務課長 税務課でございます。

税務課におきましては、条例案2つをお願いしております。

まず、95ページをお願いいたします。

第11号議案、熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

続いて、96ページをお願いします。

1、条例改正の趣旨ですが、この税目は、条例の附則で、令和6年度を目途に、必要があると認められるときは、条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとしております。この規定による検討の結果、今後も継続するための規定を設けるものです。

2、主な改正内容は、令和11年度を目途として、条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるという、現行と同様の規定を設けます。

3、施行期日は、公布の日です。

続いて、97ページをお願いします。

1、税の概要ですが、この税目は、平成17年度に導入しました。その後、5年ごとに継続してまいりました。

目的は、森林の持つ水源涵養、山地災害の防止などの公益機能の維持増進を図るというものです。

決算状況に、税収等の推移を記載しています。

3、成果ですが、この5年間は、(1)県民

の安全、安心を守り、次世代につなぐ森づくり、また、(2)県民全体で森に触れ、親しみ、支え、森の恵みを生かす意識づくりといった条例の目的に沿った取組を進めてきました。

4、今後の対応ですが、(1)現行制度の継続のとおり、①県民の安全、安心の実現のため、森林の公益機能としての役割がますます重要になりますので、②この税を活用した事業の着実な推進、継続が必要です。

そこで、(2)のとおり、令和11年度を目途とした見直し規定を追加するものでございます。

続いて、99ページをお願いします。

税務課の2本目の第12号議案でございます。

熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

続いて、100ページをお願いします。

1、条例改正の趣旨ですが、この税目も、条例の規則に令和6年度を目途とした検討の規定があります。この規定による検討の結果、今後も継続するための規定を設けるものです。

2、主な改正内容は、こちらの税目も、令和11年度を目途として、条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるという、現行と同様の規定を設けるものでございます。

3、施行期日は、公布の日です。

続いて、101ページをお願いいたします。

1番、税の概要ですが、この税目も、平成17年度に導入し、5年ごとに継続してきました。

目的としては、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用など、適正な処理の促進を図るというもので、九州各県で同様の税を導入し、一体となって取り組んでいます。

2番、決算状況に税収等の推移を記載して

います。

3、成果ですが、(1)のとおり、導入前と比べ、再生利用量の割合は上昇し、最終処分量の割合は下がってきております。

(2)使途事業の実績ですが、①は、コーディネート企業の企業訪問による排出抑制、リサイクルの推進、②は、最終処分場が立地する市町村への補助など適正処理の推進、③は、環境教育などの啓発活動、こうした施策に取り組んでまいりました。

4、今後の対応の(1)現行制度の継続ですが、①引き続き、排出抑制、再利用、再使用、再生利用を進めながら循環型経済への移行に取り組む必要があります。また、②九州各県も継続であり、同一歩調で進めてまいりたいと考えております。

そこで、(2)のとおり、令和11年度を目途とした見直しの規定を追加するというものでございます。

税務課は以上です。

○受島企画課長 企画課でございます。

103ページをお願いいたします。

議案第20号、くまもと新時代共創基本方針の策定についてでございます。

概要につきましては、104ページになりますが、説明につきましては、別添でおつけをしております議案第20号関係別添、こちらのほうを御覧ください。

この別添の表紙をまずおめくりをいただきまして、A3両面カラーの資料、くまもと新時代共創基本方針及び総合戦略の概要、こちらのほうをお願いいたします。

今議会に提案をしておりますくまもと新時代共創基本方針と、これを具体化いたしますくまもと新時代共創総合戦略について、併せて御説明をさせていただきます。

まず、くまもと新時代共創基本方針についてです。

この方針は、県政における最上位計画とい

たしまして、令和9年度までの4年間の県政運営の基本的な考え方を示すものでございます。

今回の本会議におきまして、松田議員への知事答弁にもございましたとおり、木村知事のマニフェストを反映したものとなっております。

方針の策定に当たりましては、2にございますとおり、人口の減少、TSMCの県内進出、そして、これらを契機といたしました海外との交流の加速化など、昨今の環境変化に加えまして、これまでの県の取組の成果や、あるいは課題を踏まえたものとなっております。

資料右側の基本理念でございますが、「県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本の未来を共に創る」としております。

その上で、今後の海外との人、物、ビジネスの交流拡大を念頭に、世界に開かれた熊本、世界へ羽ばたく熊本を副題といたしまして、「世界に広がる」「人を育てる」「共に創る」をキーワードに、今後各種施策を展開してまいります。

資料の裏面をお願いいたします。

続きまして、この基本方針を実現するため、具体的な施策を取りまとめた総合戦略につきまして御説明をいたします。

施策の柱は、「こどもたちが笑顔で育つ熊本」「世界に開かれた活力あふれる熊本」「いつまでも続く豊かな熊本」、そして「県民の命、健康、安全・安心を守る」の4本となっております。

1番目の柱では、こどもまんなか施策や教育の充実などを記載したものとなっております。

2番目の柱では、人材の確保、育成、様々な産業の振興や交通の利便性の向上、こういったものを記載してございます。

3番目の柱では、自然環境の保全や地域振

興などを記載したものとなっております。

そして、4番目の柱では、緑の流域治水や防災、長寿社会、各種防犯対策、そして水俣病問題への対応、こういったものを記載しております。

こうした施策につきまして、KPIを設定しながら、着実に取組を推進してまいることとしております。

なお、ただいま御説明申し上げました内容につきましては、県政全般に関係しますことから、各常任委員会においても御報告をすることとしております。

企画課からは以上です。

○中川政策監 球磨川流域復興局でございます。

107ページをお願いいたします。

議案第22号、川辺川ダムの建設に関する基本計画の廃止に対する意見を述べることにについてでございます。

108ページをお願いいたします。

内容の欄に記載のとおり、国土交通大臣が従来の貯留型川辺川ダムの建設に関する基本計画を廃止するに当たって、県として異議がない旨の意見を述べるとの議案を提出させていただきました。

これは、国土交通大臣が多目的ダムの基本計画を廃止するに当たって知事が意見を述べる場合は、特定多目的ダム法第4条第4項の規定により議会の議決を経なければならないとされていることから、議決をお願いするものでございます。

球磨川流域復興局は以上です。

○末松直洋委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、

着座のまま説明をしてください。

あわせて、繰り返しになりますが、発言者の方は、マイクに少し近づいて、はっきりした口調で発言していただきますようお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○松田三郎委員 おはようございます。

ちょっと細かい話ですけれども、資料42ページ、人事課長から権限移譲のお話がありました。この2のイ、盛土規制、もしかすると、これは中身にも若干関係するとほかの課になるかもしれませんが、先ほどの御説明で、許可権者は、引き続き県が許可権者であるということでした。

で、これを読むと、受付に関する事務を移譲するということは、まず1点目ですけれども、受付だけをしてそのまま県のほうに上げるのか、多少形式的に書類が不備ですよとかそろってますよというぐらいうって県に上げるのかというのが、これは人事課マターなんですか。分かれば教えてください。まず1点目。

○寺本人事課長 人事課でございます。

お尋ねの件ですけれども、今回移譲しますのは、あくまで受付事務ということでございます。

委員おっしゃいましたように、許可権者は県でございます。審査は県のほうでやるということにしております。

ちょっとすみません。ちょっと細かい形式チェック、ある程度はやると思いますけれども、基本的には受付事務ということで聞いております。

○松田三郎委員 あんまり聞かない権限移譲の類型かなと思いますけれども、受付だけを移譲するというのはほかにも例があるんですか。これは市町村課、いろいろありましたけ

れども。

○阿南市町村課長 市町村でございます。

人事課とともに市町村課のほうも権限移譲に携わっておりますので、私のほうから。

こういった受付事務というのは、ほかにございます。今宙に出てこないんですけれども、こういった類型、身近な住民とか事業者、申請者にとって身近な場所で申請できるというのも一つのメリットだというふうに考えておりまして、そういった事務についても、可能な範囲で市町村さんのほうにやっていただくことはできないかということで協議いたしまして、そういった対応というのをやっています。

中身が専門性が高いということであれば、さっき言ったように、受付だけやってもらって、県のほうで審査するという形になると思います。

ほかの事例はちょっとぱっと出てなくて、すみません。

○松田三郎委員 はい、結構です。

これは人事課になると思いますが、確認ですけれども、大体権限移譲の場合は、手挙げ方式というか、どこかこの事務を受ける市町村はありますかと言って手挙げるところにと。これは、熊本市を除く市町村というのは、対象がそうであって、強制的に受付業務してくださいよということではないんですね。

○阿南市町村課長 そういうことでございます。

担当課が土木部の建築課だと思いますけれども、担当課のほうが市町村の方に周知いたしまして、説明会をいたしまして、そういう同意を取れたところが今回全てそろったと、44市町村全て受付事務だったらできますよという合意を取って、今回議会のほうに上程さ

せていただいているということでございます。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

最後に1点、移譲のときには、事務費等々も一緒にされるんでしょうけれども、さっき財政課長から、84ページ、85ページに、手数料関係の新たに設けるものと改定するものと。この中で、この市町村に受付業務——事務の委託費をもらうんでしょうけれども、手数料は全く市町村に入るといったことはないんですか。

○阿南市町村課長 そうですね。先ほど手数料条例で出したのは、事業者が県に払うものということでございまして、市町村のほうには事務手数料という形で、県が今年度実績に応じて、件数に応じてお支払いすると、市町村に対しては事務処理手数料としてお支払いするという形になりますので、この手数料自体は県に入るという形になります。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

ちょっと細かい話をしたのは、全国的に盛土とか事故とかがあって、非常に重要な問題であると私も認識しておりますが、一方で、災害の復旧に当たっての掘削した土砂を、なかなか場所がなくて、今後、中間施設といいますか、仮置きとか、堆積土砂を捨てさせてもらうと、こういうところのも全県的に対象になるという話も聞きましたので、ちょっとどういう手続で進むのかなというところを確認したかっただけでございます。

以上で結構でございます。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

○松田三郎委員 はい。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか。

○内野幸喜委員 すみません。3ページ、歳入ですね。

これは財政課になるのか税務課になるのかちょっと分からないんですが、ここに県税、地方消費税清算金、地方譲与税、税の部分の歳入があります。今、103万円の壁、これを撤廃して178万円まで引き上げた場合、木村知事が記者会見で、県全体として485億の減収が見込まれるというふうな話がありました。

ちょっとそこで教えてほしいのが、その485億というのは、例えば、大西市長は熊本市170億とおっしゃっていました。各市町村の積み上げ額が485億になるのか、例えばそれ以外の、この歳入で言えば、例えば熊本県の予算で言うと、ここがこれだけ減収、減収というか、低くなりますとか、その辺、税の問題がちょっと難しくて分からないものですから、その辺ちょっと教えていただければと思います。

○阿南市町村課長 市町村課でございます。

103万円の壁の対応、市町村課のほうで中心に取りまとめているので、市町村課のほうから報告させていただきます。

今内野委員からの御報告、485億円の減収を試算しております。

これは、国民民主党が、例の基礎控除額を75万円引き上げた場合ということで、こちらにつきましては、住民税のほうで、所得割のほうで今100万円なんです、それが175万円になった場合ということで計算してみました。

そうすると、県全体で485億円でございます、個人住民税というのが、県と市町村の取り分がございます。政令市以外は、県が4、市町村が6でございます。政令市熊本市の場合は、県が2で政令市が8でございます。

ということで、この試算をしますと、485億円の内訳は、県分が150億、市町村分が335億ということで、先ほど内野委員がおっしゃった、大西市長の170億円の減というのは、この335億のほうに含まれます。

ということで、今、こういった形で大まかな試算をしているというのが現状でございます。

以上でございます。

○内野幸喜委員 分かりました。

これは、撤廃という方向に多分なるんだと思います、今の政治状況になればですね。で、これからどこまでこの額を引き上げるのかということになっていくんだと思うんですが、これは、ある程度の段階ごとの試算というのもしているんですかね。この場合、150万円の場合とか。

○阿南市町村課長 今回試算したのは、あくまでも個人住民税が100万円が175万円まで引き上がると言った場合のみちょっと試算しておりまして、150万でどうなるのか、そういったところまで試算していないという状況でございます。

今後、今まさに与党と国民民主党のほうで税制協議しておりますので、その議論を毎日ちょっと注視しながら、追って対応をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○内野幸喜委員 まあ、働き控えという問題もありますし、今人手不足の問題もありますから、いい面もあるというのも一方であると思います。でも、一方では、こうやって市町村に対してか、全国の自治体にとっては、非常に減収が見込まれるということで、税収も非常に厳しいということなので、この辺は今どうなんですか。その情報収集の段階だと思うんですが、もし仮に大幅な税収減が見込ま

れるときには、県としても、いろいろ多分全国知事会とかで要望はしていると思うんですが、その辺の何か情報というのは、今時点で何かあるんでしょうか。

○阿南市町村課長 市町村課でございます。

全国知事会としては、そういった恒久的な減税になる場合において、しっかり真水で補填してくれということ、真水というのが、通常地方債、税の減収が行われる場合についてはとか、財源不足が——地方財政計画というのがあるんですが、その財源不足が見込まれるときには、折半ルールというのがありまして、国と地方で折半するというのがありまして、地方についても、起債、臨時財政対策債を打つというのがあるんですけれども、そういう臨時財政対策債を使うんじゃないくて、あくまでも国策であるので、きちっと真水、結局国債等でカバーしていただくことになると思うんですが、きちっと現ナマでちゃんと補填してくれと。

まさに、今年も、所得税と住民税の減税、計4万円しておりますが、その分については、きちんと国のほうは地方特例交付金という形で現ナマで補填していただいているという先例もあります。そういった状況も、やり方、対策というのはいろいろあると思いますけれども、その辺についても今後注視していきたいというふうに思っております。

以上です。

○内野幸喜委員 これは、議会のほうでも、これからひょっとしたらそういう要望とかも行う形になるのかもしれませんが、さっき言ったように、大幅な減収となったときに、それぞれの市町村で、例えばやりたい事業がなかなかできなくなったりとか、どんどん先送りになったりするということが、結果として住民サービスの低下にもつながる場合もありますので、いい面、悪い面、多分両方あると

思うんですね。

そういった部分でしっかりと、もしそういう方向であれば、その分、真水という話がありましたけれども、しっかりとやっていただくように、我々も一緒になってやっていきたいなというふうに思っています。これは、特に部長にですね。

○小金丸総務部長 心強いお言葉、ありがとうございます。

今内野委員がおっしゃられたように、この減税分の比率ですけれども、これは決算ベースで見ますと、例えば市町村分は、昨年の令和5年の決算で見ると、減税分が今回36.9%に当たるとい、約4割弱の税収が減ってしまうと、住民税に関しましてはですね。というふうな非常に厳しい内容にはなっているところ です。

そういった意味で、引き続き、県内、市町村も県も含めてですけれども、行政サービスの維持が図られるよう、適時適切に、知事会含めて、あと先生方の力もお借りしながら、しっかりと国のほうに要望等を図っていききたいというふうに考えております。

○内野幸喜委員 分かりました。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか。

○幸村香代子委員 球磨川流域復興局にお尋ねをします。

第22号の条例の件、川辺川ダム……

○末松直洋委員長 ページ番号を。

○幸村香代子委員 ごめんなさい。107ページです。

これに対して、特に問題というふうには思っていないんですが、ちょっと経過のところでお尋ねをしたいというふうに思っていて、今

回、多目的ダムの基本計画を廃止するに当たってということなのですが、これは、この間の経過で言えば、2022年には流水型のダムを前提とした河川整備計画が策定をされています。ということからすると、本来であれば、この多目的ダムの事業の基本計画は、その時点で廃止をされていなければならなかったんじゃないかなというふうに思うんですけども、ちょっとそのあたりの経過を教えてくださいなと思います。

○中川政策監 球磨川流域復興局でございます。

委員おっしゃいましたように、2022年に球磨川水系河川整備計画に流水型ダムが位置づけられました。その後、国のほうでは、この多目的ダム法に基づくこのダム基本計画について、県のほうに意見照会がございました。

県としては、令和3年から始まった環境アセスメントが継続されていたこと、それから、まだダム建設で影響を受ける五木村等の振興について協議をしていた状態であったことから、回答を一時保留していたものでございます。

そして、その後、しっかり国のほうにも環境アセスメントをやっていただいて、かつ五木村、相良村の振興が着実な進捗を見ているといった状況を踏まえて、今般、こういった知事意見を述べる環境が整ったと判断しましたことから、今議会で知事意見に係る議案を提案させていただいたということでございます。

○幸村香代子委員 ということであれば、手続上の問題はなかったということで理解していいのでしょうか。

○中川政策監 これは、基本計画の廃止自体は国が廃止するものでございまして、県としては、それに対して照会がありましたので、

意見を述べるという立場でございます。ということなので、その評価について県が申し上げる立場ではないと考えております。

○幸村香代子委員 分かりました。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

○幸村香代子委員 はい。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか。
なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第6号から第12号まで、第20号から第22号まで、第26号、第34号、第43号及び第44号について、一括して採決したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外14件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 御異議なしと認めます。
よって、議案第1号外14件は、原案のとおり可決または承認することにいたしました。

次に、今回付託された請第24号を議題といたします。

請第24号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○松村私学振興課長 私学振興課でございます。

請第24号としまして、教育費負担の公私立間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願が提出されております。提出者は、熊本私学助成をすすめる会です。

公私間の学費、教育条件の格差をなくすため、私学助成の増額等を求めるもので、3項

目でございます。それぞれの項目の現状や県の取組について御説明をいたします。

まず、1点目は、熊本県単独予算による学費補助制度の拡充を求めるものです。

生徒、保護者の負担軽減については、国の就学支援金以外にも、本県独自の施策として入学金の減免を行うとともに、留年等により3年を超えて在学する生徒に対しては、卒業まで就学支援金と同様の支援を行っております。

なお、就学支援金は、国の制度として実施されているものであり、都道府県の財政状況によって支援内容に差が生じることがないよう、国に拡充の要望を行っております。

2点目は、経常費助成の拡充を国に求めるものです。

私学の経常的経費助成については、学校経営の健全化の確保、学習環境等の整備や教職員の働き方改革を促進させるため、その拡充について、本年5月及び11月に政府要望を行いました。また、10月には、県議会からも国に意見書を提出いただいたところでございます。

3点目は、年収350万円未満世帯まで入学金補助の拡充を求めるものです。

入学金について、本県では、生活保護受給世帯の生徒を対象とした減免制度を設けています。

生活保護受給世帯には、そもそも公立校の入学金相当額に対する手当てがありますが、本県の場合、これを超えて全額を補助する制度となっています。これは、九州では本県のみでございます。

県としましては、引き続き教育環境の充実、確保のために取り組んでまいります。

説明は以上です。

○末松直洋委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 なければ、質疑を終了します。

次に、採決に入ります。

請第24号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 採択、不採択の両方の意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第24号を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○末松直洋委員長 挙手少数と認めます。よって、請第24号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申出が4件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○井上危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

危機管理防災課からは、2件の報告事項がございます。

まず、報告事項、①津波到達時間の調査結果について御説明をいたします。

さきの9月議会本会議の一般質問におきまして、知事から年内に公表することとしておりました津波到達時間の調査につきまして、その結果がまとまりましたので、御報告させ

ていただきます。

資料の1ページ目を御覧ください。

まず、調査の目的でございますが、津波が到達する時間を調査、公表することで、住民の避難対策の参考として活用いただくものでございます。

東日本大震災後、全国で地震、津波による被害想定が調査が行われましたが、本県でも、平成23～24年度にかけまして調査を行い、平成25年3月にその結果を公表しております。

今回の津波到達時間の調査では、当時の調査データ等を活用して算出を行いました。

対象とする地震は、県内への津波の被害が大きいとされる地震、具体的には、雲仙断層群の南東部と南西部の2ケース、布田川・日奈久断層帯で1ケース、南海トラフ地震で3ケースの合計6ケースについて、今回調査を行っております。

2ページを御覧ください。

調査地点を右の図にプロットしておりますが、県内で代表地点として65か所、沿岸14市町で最低1か所は設定をいたしてございまして、主要な港湾や河川の河口部に配置をいたしております。

また、この後の説明で使用いたします用語の定義を左に記載をいたしてございます。

①の基準潮位は、今回のシミュレーションを行う際の初期水位でございまして、標高とか海拔の基準となります東京湾の平均海面をゼロとした場合の朔望平均満潮位、いわゆる大潮のときの満潮位の年平均值を使用いたしております。

次に、津波の高さを表すものが②の津波波高でございます。

これは、海岸線から海側に30メートル離れた箇所で基準潮位からの津波の高さで、気象庁が発表する津波の高さと同じものでございます。

③の津波水位が、先ほど申し上げました①

の基準潮位と②の津波波高を足したものでございます。

続いて、3ページをお願いいたします。

調査結果の概要を御説明します。

津波の到達時間につきまして、2つの結果を算出いたしております。

①の1つ目が影響開始時間で、津波波高が0.2メートル、20センチを超えたときの時間でございます。

この影響開始を20センチとした理由は、気象庁が津波注意報を出すときの高さが20センチであるため、今回、この影響開始時間を1つは算出いたしております。

2つ目が最大の津波の到達時間です。

これは、最も高い津波波高が到達する時間でございまして、各市町の代表地点でこれらの時間を算出し、震源ごとに表示したものが下段にあります表でございます。

上の段、雲仙断層群の2か所では、影響開始時間、この20センチを観測する時間が最も早い市町村が、南西部で苓北町が14分、南東部で長洲町が21分となっております。最大津波到達時間が、南西部で苓北町が55分、南東部で宇土市(有明海側)が102分という数字になっております。

布田川・日奈久断層帯では、影響開始時間が最も早い市町村が、上天草市で9分、最大津波到達時間が、天草市(八代海側)の88分となっております。

下段の南海トラフにおきましては、影響開始時間が最も早い市町村が天草市でございまして、それぞれのケースで122分、118分、119分となっており、最大の津波が到達する時間が、天草市でそれぞれ528分、340分、530分という結果になっております。

今回の調査結果につきましては、沿岸14市町ごとに整理したものを県のホームページで公開することといたしてございまして、住民の皆様への避難対策の検討に御活用いただきたいと思いますと考えております。

最後に、4ページ目を御覧ください。

今回の調査結果の留意点を御説明いたします。

1つ目は、あくまで今回の結果はシミュレーションの一つでございまして、実際に起こる津波の高さや時間は異なる可能性があります。

2つ目は、65か所の代表地点で算出したものでございますので、今回の調査結果より早く到達したり、より高い津波の地点がある可能性もあります。

3つ目が、地震で堤防が損壊または沈下した場合は、沿岸部では地震直後から浸水が始まるケースも想定されること。

4つ目が、影響開始を20センチとしていますが、それよりも低い浸水は、その前に開始する可能性があります。

県民の皆様には、今回の調査結果を踏まえ、津波への備えの再確認をお願いするとともに、地震や津波が発生した場合は、これまでと同様、一刻も早く避難していただくよう、影響開始時間は避難までの猶予時間ではないということと併せて、改めて周知をしていきたいというふうに考えております。

県といたしましては、今回の結果を沿岸14市町と共有いたしまして、今後の避難対策の充実につなげていきたいというふうに考えております。

続いて、2項目め、国民保護に係る沖縄県からの避難住民受入れ計画の検討状況について御説明をいたします。

1ページを御覧ください。

まず、1、沖縄県からの避難住民受入れ計画の概要についてでございますが、住民避難などの国民保護の措置は、国が示した対処基本方針に基づいて、都道府県、市町村、関係機関等が協力して実施することになっております。

本年6月の九州地方知事会において、林官房長官から、九州・山口各県知事に、沖縄県

先島諸島からの避難住民受入れ計画の作成の依頼がございまして、各県が協力することとなりました。

避難元市町村と避難先の県の設定は、左の下表のとおりでございまして、本県の場合は、宮古島市の一部と多良間村ということになっております。

受入れ計画は、令和6年度から令和8年度の3か年をかけて検討を行うこととされておりまして、このうち令和6年度は、右の下表の6項目についての避難当初の約1か月間の初期的計画を策定するということになりました。

国民保護の制度上、実際の事態発生時に要避難地域や避難先地域をどのように設定するかにつきましては、国において、そのときの実際の情勢などに応じて総合的に判断されることとなります。

このため、今回の受入れ計画の検討は、他県からの避難住民を受け入れることになった場合に、必要な各種の調整や手順を確認するもので、各県が受け入れる避難住民の割当て人数、受入れ市町村などは、受入れ要領や手続を具体化する過程において、課題を抽出、解決してその実効性を高めるための仮想であり、実際の受入れを決定するものではないとの国からの説明を受けております。

2ページ目をお願いいたします。

2、現在の検討状況についてですが、受入れ市町村につきましては、避難先のコミュニティ維持を最優先に、1つ目が、避難地区の点在を避け、できるだけ少数の市町村、地区で集中的に受け入れる、2番目が、ホテル、旅館の受入れ能力を勘案いたしまして、可能な限り受入れ能力の高いホテル、旅館が存在する市町村で集中的に受け入れるということにいたしております。

この2点等を勘案いたしまして、本県におきましては、熊本市、八代市、山鹿市、阿蘇市及び大津町の5市町を受入れ市町として検

討をいたしております。

次に、検討状況及び今後の検討スケジュールについてでございますが、現在、初期的計画の作成に向けまして、先ほどの6つの検討事項について、関係の事業者、庁内の関係課及び受入れ検討市町村と協力して検討を行っているところでございます。

来年2月をめどに、初期的計画を作成して国に提出し、国が九州・山口各県の計画を取りまとめた上で、年度末までに公表予定ということになっております。

最後に、受入れの流れのイメージ図を記載しております。

鹿児島空港までは飛行機を使って避難してこられますので、その後の①輸送手段や②宿泊施設の確保、③から⑥の合計6項目を検討している状況でございます。

危機管理防災課は以上です。

○牧野デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課でございます。

報告資料③をお願いいたします。

現在策定作業中の熊本県デジタル化推進計画案の概要について説明いたします。

9月の委員会におきまして、計画の基本的な考え方や今後の取組などの素案の概要について御報告をし、その後10月から11月にかけてパブリックコメントを行いまして、このたび計画案を取りまとめたところでございます。

9月の説明と重複する部分もございますので、前回からの変更点を中心に御報告いたします。

まず、Ⅰ、デジタル化推進計画についてでございます。

本計画は、令和3年に策定いたしました熊本県情報化推進計画の期間満了に伴いまして、県全体のデジタル化をさらに推進するため、新たな計画を策定するものでございます。

この計画は、本県のデジタル化、さらにはDXに向けて、産学官が連携して取り組む際の羅針盤として令和4年に策定をいたしました。たくまもとDXグランドデザインの具体化を図るものとしておりまして、行政や民間企業が持つデジタルデータを公開して活用するための基本方針を定める法律であります官民データ活用推進基本法に基づく法定計画を兼ねております。

計画期間は、令和6年度から令和10年度の5年間といたしております。

次に、Ⅱ、計画の基本的な考え方です。

前回御報告いたしました基本理念、それから目指す姿に加えまして、今後DXを進めていく上では、X、変革がより重要になると考えておりますので、基本的な施策の方向性の中で、「業務プロセスの見直しとデジタル化を一体的に推進する」ということを明記いたしております。

続いて、Ⅲ、今後の取組についてでございます。

まず、1、産業発展・所得向上の実現におきましては、製造業、農林畜水産業、観光業、建設業など、各産業でのデジタル技術の導入支援やデジタル人材の育成を通じまして、生産性の向上や新たな付加価値の創出を図ることとしております。

新たな基本方針、総合戦略も踏まえまして、モニタリング等を通じた渋滞の実態把握、分析など、県政の重要課題に関連する取組についても記載を加えてございます。

資料の裏面をお願いいたします。

上段の2、快適、安心な生活環境の実現におきましては、ICT、ロボットの導入支援などによる医療・介護サービスの向上、避難情報や避難所運営のデジタル化等による防災・災害対策、行政手続のオンライン化などによる住民利便性の向上、さらには遠隔授業の推進などによる教育環境の整備などを進めていくこととしております。

中段の3、施策の前提となる県の取組におきましては、情報通信基盤の整備やセキュリティの確保などのデジタル環境の整備、それから県や市町村における行政DXの推進を記載しております。特に、住民の方々に身近な市町村DXの推進に向けて、民間デジタル専門人材の派遣、情報システムの共同調達などの取組をしっかりと進めてまいります。

また、この部分につきましては、パブリックコメントで2点御意見をいただきましたので、その内容を簡単に御紹介をさせていただきます。

具体的には、まず1点目として、企業のセキュリティ対策に関しまして、計画に記載のとおり、事前の備えは必要であるが、サイバー攻撃などにより情報漏えいなどが発生した場合に迅速に対応するための体制構築も重要ではないかとの御意見をいただきました。

このため、セキュリティ確保の取組として、インシデント発生に備えた体制構築を促進するための取組という記載を追記してございます。

もう1点、県の行政におけるデジタル化の推進に関し、従前の業務踏襲型ではなく、課題解決型の職員育成が重要であるという御意見もいただいたところでございますので、デジタルを活用して課題解決や業務効率化を行える人材の育成、これに取り組むことを本文において明記をいたしてございます。

最後に、一番下のIV、計画の推進体制についてでございますが、副知事と各部局長で構成する熊本県デジタル化推進本部を中心に、取組の推進、進捗管理などを行ってまいります。

今後のスケジュールとしては、本日の御報告を経まして、年内に計画の策定、公表を行いたいと考えております。

デジタル戦略推進課は以上です。

○中川政策監 球磨川流域復興局でございま

す。

右上に報告資料④と記載の資料をお願いいたします。

本件につきましては、明日12月12日の建設常任委員会でも同様に御報告します。

まず、(1)球磨川流域治水協議会についてです。

11月5日に、第10回球磨川流域治水協議会を開催いたしました。本協議会は、5月28日以来、今年度2回目の開催でございます。

当日は、国、県から、球磨川水系流域治水プロジェクトの進捗状況等を報告するとともに、国から、資料の中段に示しておりますとおり、川辺川の流水型ダムの整備スケジュールが示されました。

国では、今後の事業見通しについて、令和9年度のダム本体、基礎掘削工事の着手、令和17年度の完成を目標に、関連工事や本体設計、各種手続を進めるとされています。

引き続き、国、流域市町村と連携しながら、流域全体の総合力で安全、安心を実現していく緑の流域治水を進めてまいります。

また、当日は、流域市町村長から、災害を契機として急速に人口減少が進む中での流域全体の地域振興策に関する御意見もいただきました。

この件につきましては、後ほど御説明する新時代共創復興プランのところ御説明したいと思います。

続いて、(2)流水型ダムの事業の方向性、進捗を確認する仕組みについてでございます。

県では、流水型ダムが安全、安心を最大化するものであるとともに、球磨川、川辺川の環境に極限まで配慮し、清流を守るものとして整備が進められているのか、事業の方向性や進捗を確認する仕組みを令和4年度から設けております。

12月7日に、昨年度以来となる第3回会議を開催いたしました。

当日は、流水型ダムの環境影響の最小化に向けた取組、球磨川流域の森林の整備、保全等について説明し、森林水文学が専門の東京大学蔵治光一郎教授の講演も行っていただきました。

引き続き、緑の流域治水に対する皆様の理解がさらに深まるよう、情報発信に努めてまいります。

資料の裏面を御覧ください。

球磨川水系の県管理河川でも河川整備を進めております。

今議会で松田県議からの一般質問でもお答えいたしました。人吉市内を流れる御溝川では、人吉駅周辺を含む市街地の浸水被害を軽減する二次放水路の整備について、11月に分流施設が完成し、年度内の完了に向けて取り組んでおります。

また、球磨村の中園川での宅地かさ上げに着手するなど、各所で事業を進めております。

続いて、五木村、相良村の振興について御報告します。

五木村では、宮園周辺地域で住民主体の地域振興が進められております。

10月から11月にかけて、地域唯一の商店、Mショップの一角に、地域住民同士の交流を促す交流スペースが設けられました。約1か月間で延べ169名の方が利用され、好評であったと伺っております。

また、12月8日には、川辺川の五木村より上流の八代市泉町に、国直轄で整備される樫木川第3砂防堰堤の着工式が執り行われました。

このような砂防施設の整備が進むことにより、流出土砂、流木の発生が抑制され、住民の皆様の心配、懸念が解消されることが期待されております。

相良村では、9月29日に、廻地区に整備する交流拠点施設の設計者が決定いたしました。県もアトポリス事業で支援しており、

今後、設計、工事が進められ、令和8年度に供用開始予定です。

引き続き、国、五木村、相良村と一体となって、目に見える形で着実に両村の振興を推進してまいります。

最後に、改定を進めております令和2年7月豪雨からの新時代共創復興プランについてでございます。

来週12月19日に、令和2年7月豪雨復旧・復興本部会議を開催し、発表する予定でございます。

改定するプランは、一日も早い安全、安心の実現と産業、雇用の創出を2本柱として掲げております。

地域では、災害を契機とした人口減少の加速化や産業衰退の危機に直面していると認識しております。先ほど申し上げましたとおり、流域市町村長も非常な危機感を持っておられます。好循環を創出、加速化できるよう、全庁挙げて地域とともに取り組んでまいります。

報告は以上です。

○末松直洋委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 なければ、これで質疑を終了します。

ここで、私のほうから1つ御提案がございます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取組の一つとして、常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取組の成果を、2月定例会終了後に県議会のホームページで公表することにしております。

つきましては、これまで委員会で各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部において取組の進んだ項目について、私と副委員長で取組の成果案を取りまとめた上で、

2月定例会の委員会で委員の皆様へお示しし、審議していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、委員の皆様からその他で何かありましたら、質問をお受けします。

○幸村香代子委員 すみません。テレビのニュースなんかにも、熊本県の職員住宅のいろいろなニュースが出ていましたけれども、今、方針と進捗状況としてはどのような状況なのかというのを少し教えていただいていいですか。

○帆足総務厚生課長 県内の職員住宅についてでございますけれども、まず、県の財政状況、こういったのが、今、厳しい状況にもありまして、新たな行政需要なんかも見込まれており、今予断を許さない状況というのがまず1つでございます。あと、公共施設の長寿命化対策を本格化するといったような厳しい、新しい状況にもなっています。

こうした中、職員住宅も同様でございます。老朽化が進んでおり、今後大規模改修というのにも必要となってくる、あと継続して維持管理経費も発生してまいります。

施設管理者といたしましては、入居者の方々が安全で安心して暮らせる、そういった状態を確保していく、そういった責任がございます。

また、入居率の低下、民間賃貸住宅の供給増加といった社会情勢の変化など、職員住宅をめぐる状況、こういったものを勘案し、総合的に検討した結果、熊本市内の住宅につきましては、全てを廃止することとしました。

一方、入居者の方々への影響、これも十分考慮させていただきまして、退去期間につき

ましては、通常2年というところを、1年延ばさせていただきまして3年とし、令和10年3月31日までに退去していただくとともに、退去時の原状回復につきましても、通常、ふすま、障子、クロス張り替え等々がございすけれども、こういったものにつきましては、今回は私物の撤去、室内外の清掃のみという形で入居者の方々の負担軽減を図っているところでございます。

既に入居者への全体説明会は始めておりまして、今後も各住宅ごとの説明会を開催するなどして、入居者の方々の御理解をいただきたいというふうに考えてございます。

熊本市以外につきましては、地域の事情等もございしますので、これにつきましては存続をさせていただくということでございます。

以上です。

○幸村香代子委員 ありがとうございます。

本当に、県職の住宅が建った頃は、周りに住宅もなくて、県職員さんたちの通勤というか、それは必要だったというふうに思うんですね。時代の流れとともに、やっぱり、今御説明いただいたことから考えて、廃止の方向というのはやむを得ない状況なのかなというふうには思います。

ただ、入居されている方たちにとってみると、やはり子供さんの学校の関係であるとか、様々な御事情もおありになると思うので、そこは3年の猶予ある中で丁寧に対応いただきたいというふうには思います。

それともう1つ、そういった意味では、福利厚生の部分だというふうに思うんです。県職の維持管理であるとか、そういったふうにかかってきていた予算があるというふうに思うんです。

それについて、言うなれば浮いてくるということについて、今、何か、じゃあその部分をこんなふうには福利厚生に使おうとかというふうな計画がおありになるかどうかを教えて

いただいていいですか。

○帆足総務厚生課長 今、幸村委員のほうからございました福利厚生事業、ほかにといいことでございますけれども、現時点では特に定まったものはございませんけれども、まずは、職員住宅の関係でございますので、熊本市以外の職員住宅、こちらのほうも、維持管理等、このあたりに当てるとか、そういったことも考えられないかというふうなことで、まだどういうふうに決まったわけじゃないんですけれども、職員住宅はそういったことに使うというの也被考えられるのかというふうに今のところ考えています。

○幸村香代子委員 全体の——今、結局県職員の確保も難しいと言われている、厳しいと言われている状況の中で、福利厚生をどんなふうに充実させていくのかということ、やっぱり大きな要になってくるかなというふうに思うので、県職員全体の福利厚生が向上するようなところで予算を使っていただき——今までのですね。予算を使っていただきたいなというふうに思うので、やっぱりその辺りは十分に御検討をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○末松直洋委員長 要望でよろしいでしょうか。

○幸村香代子委員 はい。

○松田三郎委員 財政課長か、場合によっては総務部長にお答えいただきたいと思います。今の開催中の臨時国会で、経済対策、その裏づけとなる補正予算の審議が予算委員会等々でされておりまして、もちろんある程度の規模の経済対策を打っていただくというのは、大変熊本県としても、県内の市町村にと

ってありがたいことだと思っております。

ただ、時期が非常に、これは過去にも我々あるいは皆さんも経験があると思いますが、この12月の県議会の途中とか終了してから正式に補正予算が成立したと。今回も、会期末が12月21日ということは、土曜日ですから、事実上もうその前に臨時国会は閉じてしまうんだろうと思っております。

で、年末年始ですね、皆さんが、まあ一応——例えば補正予算ですから、非常に緊急性が高いものが多いとなると、皆さんが——これはやってくださいと言っているわけじゃありませんけれども、場合によっては、年末年始も財政課中心に仕事をせざるを得ないようなタイミングなのかなと思っております。

さっき言いましたように、過去に私たちも、非常に地方にとってはきついタイミングだなということも経験をいたしてきたのも事実であります。

ただ、国の予算が決まったから、はい、すんなりというわけにもいかぬし、県としてのまた事業だって予算立てが必要でしょうから、そのような意味では、今度の国会で成立したとはいえ、実際じゃあ執行する県の予算として決定して執行するというのを考えると、我々の心の準備を含めて、ちょっと参考までにお尋ねしたいのが、1つは、2月議会でいろいろ議会審議をすると、ただ、やっぱりどうしても県民生活が非常に厳しいと、そこに対する手当てとか、急ぐんだというのがあるならば、場合によっては専決処分と、こういうのも、この県議会中にそれでどうかしてくださいというのは、まずちょっと国会のスケジュール的にも難しいいでしょうから、そういうことを我々も考えていかなければならないかなと思っておりますが、課長、部長、今後の経済対策との県執行部のスケジュールといいますか、これが言える範囲で結構ですけれども、何か、さっき言いましたように、我々も心の準備が必要です。じゃ

あ、財政課長。

○元田財政課長 財政課でございます。

松田委員御指摘いただきましたけれども、我々も、今、内々というか、庁内で考えておりますスケジュールにつきましては、やはり11月県議会の閉会日より国会の閉まりが後になりますものですから、11月議会中にさらに今追加予算をお願いしておりますけれども、ここに改めて経済対策分をというところまでは、やはり計数等の整うタイミングがちょっと苦しいのかなというのは、我々、実態でございます。

その関係で、これも委員御指摘のように、基本的には、現状としましては、国の動きを踏まえて、本県でいいますと、2月議会に経済対策分を改めて予算案を上げさせていただくのがメインかなと思っております。

ただ、一方で、早期に県民の皆さん方にお配りする必要があるような経済対策の場合につきましては、2月議会を待たずに専決処分等を行わせていただいて、御報告させていただいて、要は急いでやる必要があるものというものの対応をしていく必要があるかなと思っております。

現在、各部のほうでも、経済対策分につきまして、その箇所づけを含めまして、対策分の確認も進めておりますけれども、そういう意味合いで言いますと、特にインフラ関係のところにつきましては、2月議会のほうで、当初予算と合わせまして、全体の高さを見つつ、対策について予算化をしていくというような形がメインになっていくかというふうに考えております。

以上でございます。

○松田三郎委員 元田課長おっしゃったように、国の予算が正式に決まらないからというのは、まあなかなか言い訳みたいな感じで、熊本県庁の職員さん、非常に優秀ですから、

我々でも、報道等で経済対策の中身がこうだっているなら、それに対する準備というのは同時並行でやっていただいているんだろうと思っております。

ただ、その計数等がかっちり決まっていない部分を、あんまりこう先走って作業してしまうと、手戻り等があるでしょうし、さっき言いましたように、年末年始の働き方改革もありますので、そうそう残業、休日出勤をを強いるわけにもいかないでしょうから、おっしゃったとおり、原則は原則、2月議会に、まあ急ぐけれども、ほかのほど急がないというのは、インフラ整備等々はおっしゃったように、ほかとの兼ね合いもあるでしょうから、2月議会でいいと、その原則でいいとはいえ、議会、とりわけ自民党県議団は、かねがね申し上げておりますように、非常に信頼しておりますので、専決処分もやむを得ない部分は必要だろうと容認するという立場でございますので、機動的に、柔軟に対応していただけると、このように思っておりますので、要は、効果のある時期に、効果のある経済対策を熊本県においては執行していただきたいという思いでございますので、くれぐれも年末年始仕事してくださいということではございませんので、そこだけ要望して終わりたいと思います。

以上です。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

○内野幸喜委員 関連で。

経済対策、本当ありがたいですね。ただ、大体経済対策というと、この時期とかに出てくるわけですね。そうすると、どうしても繰越しとなってしまって、それから、例えば施設整備なんかの交付金とかの場合、もう既に繰り越して、今この時期、なかなか工期が完了できないというケースが出てきて、そもそもそれじゃ見送ろうかなとかというところ

が出てきかねないですね。

だから、例えば経済対策とかについては、その繰越しだって、もうあと2年とかできるようにとか、何かできないのかなと思うんですが、そこはどうなんですかね。

○元田財政課長 財政課でございます。

今、内野委員御指摘のとおり、どうしてもこの令和6年度に経済対策、この年末にということになってまいりますと、先ほど松田委員にお答えしたとおり、2月議会で本県のほうは予算化をしておりますと、国費につきましては、もうすぐに事故繰りになってしまうというネックがございます。

御指摘のように、インフラ、投資案件につきましては、どうしても設計から施工までということで時間がかかってくるものもあります。ここにつきまして、我々財政サイドとしましては、補正予算を獲得できますと、財源としても補正予算債が活用できまして、本県の純粋負担が非常に小さくできるという財政面のメリットもございますので、経済対策については、各部に対してもでき得る限り獲得をしてまず措置をしていくということと、今これは内野委員もおっしゃったとおり、どうしても国費の繰越し分が出てまいりますけれども、ここにつきましては、本省、繰越し含めてですけれども、各省と御相談をしながら、経済対策がゆえの事故繰越という部分についても、丁寧に御相談しながら措置をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○内野幸喜委員 分かりました。お願いします。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

○内野幸喜委員 はい。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか。

○阿南市町村課長 市町村課でございます。

すみません、先ほど松田委員のほうから権限移譲の関係で、申請の受付事務について、そういう類型はちょっと珍しいのではないかとのお尋ねがございまして、私のほうから、ありますけれども、ちょっと種類が分かりますという回答したところでございますが、今確認しましたところ、例えば、母子父子寡婦福祉法の貸付金に係る申請に対する受付事務とか都市計画法とか、調理師法とか結構いろんな事務に及んで受付を市町村でやっていただいて、審査を県でやるという部分はございますので、報告でございました。

○末松直洋委員長 いいでしょうか。

ほかになければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が7件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第4回総務常任委員会を閉会いたします。

午前11時51分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長